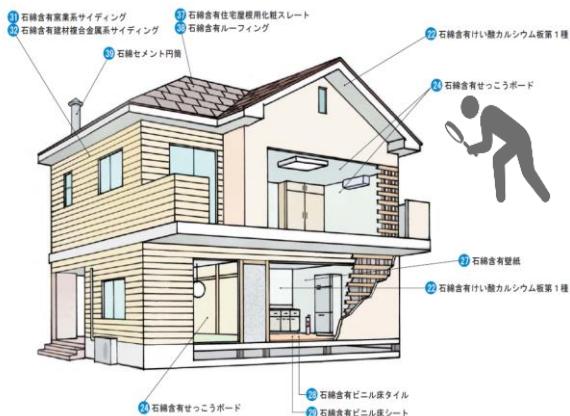
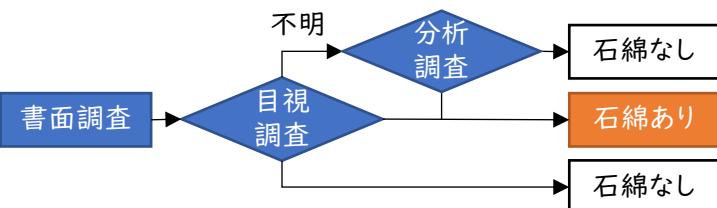


# 元請業者・自主施工者・発注者の皆様へ

大気汚染防止法に基づき建築物・工作物の解体・改造・補修工事には  
**石綿(アスベスト)の  
事前調査・報告・掲示 等が必要です**

## ◆ 事前調査の実施

全ての解体等工事の元請業者・自主施工者は、  
石綿含有建材の有無について**事前調査**が必要



出典:「目で見るアスベスト建材(第2版)」 国土交通省

\* 建築物に係る書面調査・目視調査は、石綿含有建材調査者等が行うこと

\* 工作物に係る書面調査・目視調査は、工作物の種類に応じた資格者等が行うこと

## ◆ 事前調査結果の報告

一定規模以上の工事を行う場合は、  
**事前調査結果の報告**が必要

\* 「石綿事前調査結果報告システム」を利用すること



<報告対象となる工事の規模>

建築物	解体工事	床面積80m <sup>2</sup> 以上
	改修工事	
工作物*	解体工事	請負金額
	改修工事	100万円以上

\* 工作物については、環境大臣が定める「特定工作物」に限る

## ◆ 掲示板の設置

工事期間中、作業現場の見やすい場所に  
**事前調査結果・作業内容の掲示**が必要

\* 石綿の有無にかかわらず、全ての工事で掲示が必要



<掲示例>

\* 掲示板は、A3サイズ以上の大きさ

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
調査の方法	書面調査・目視調査
事前調査の結果	【石綿含有あり】外壁 石綿含有仕上塗材
.....	●●●●
XXXXXX	△△△△△△
元請業者	(株)○○建設

『石綿あり』の場合は、石綿飛散防止対策を実施!!

## ◆ 特定粉じん排出等作業の実施 の届出(レベル1, 2の工事に限る)



発注者・自主施工者

作業開始の14日前までに届出

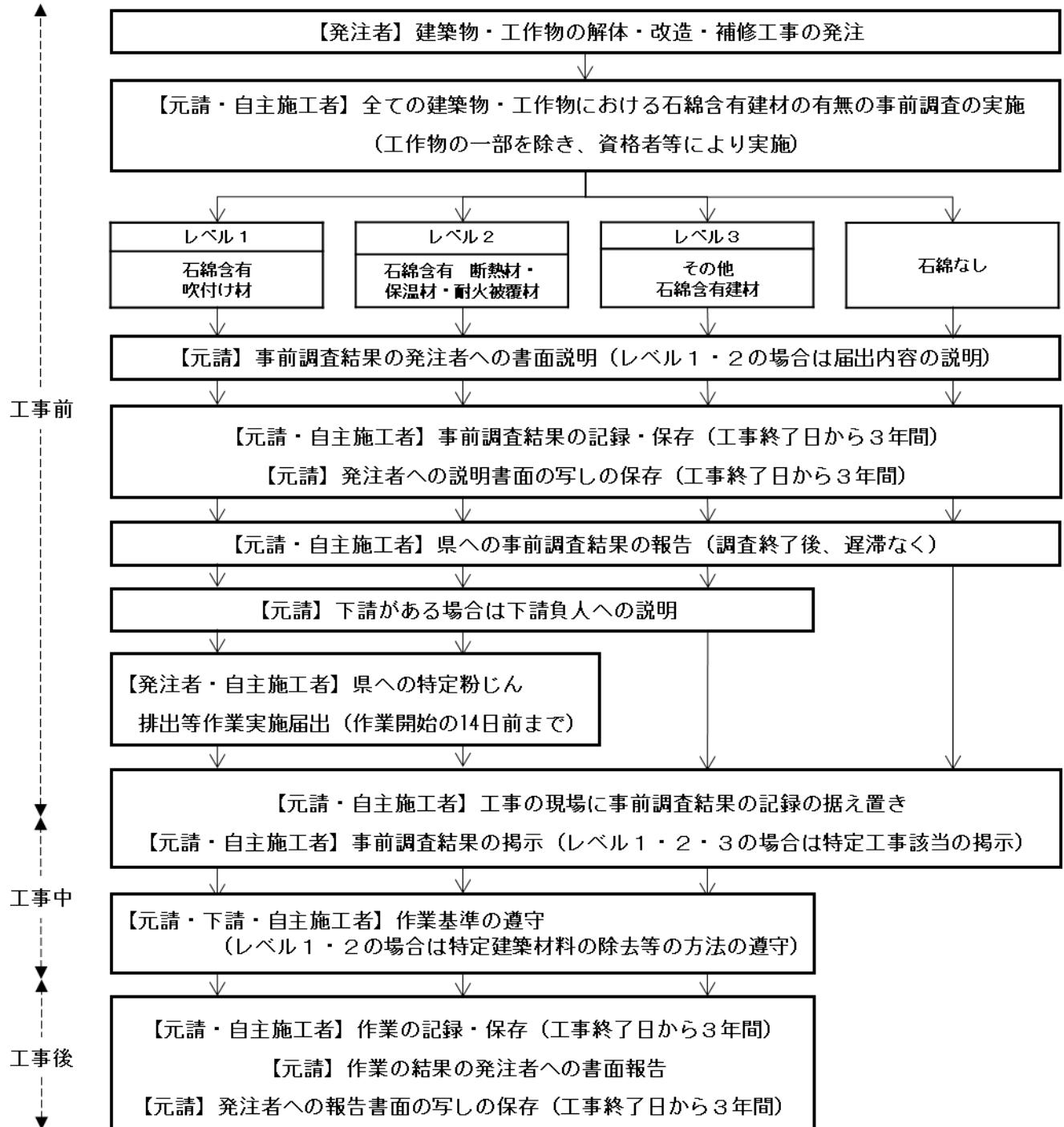


保健福祉事務所

## ◆ 作業基準、特定建築材料(レベル1, 2)の除去・処理の方法の遵守

\* 労働安全衛生法・石綿障害予防規則においても、同様の規制があります。

# 『大気汚染防止法』における石綿(アスベスト)規制の概要



環境省Webサイト



石綿マニュアル

検索

佐賀県Webサイト



石綿規制 佐賀県

検索

- \* 工事を行う建築物・工作物によって事前調査に必要な資格が異なります。
- \* 詳細は環境省・佐賀県のWebサイトをご覧ください。

## 【お問い合わせ先】

佐賀中部保健福祉事務所	環境保全課	0952-30-1907
鳥栖保健福祉事務所	環境保全課	0942-83-6820
唐津保健福祉事務所	環境保全課	0955-73-1179
伊万里保健福祉事務所	環境保全課	0955-23-5188
杵藤保健福祉事務所	環境保全課	0954-23-3506
有明海再生・環境課	生活環境担当	0952-25-7774